

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20H01432

研究課題名（和文）特殊詐欺の多角的検討 - 刑事的介入の限界の分析と新たな刑事立法の提案

研究課題名（英文）Study of special fraud from various angles

研究代表者

上嶋 一高 (Ueshima, Kazutaka)

関西学院大学・司法研究科・教授

研究者番号：40184923

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 8,400,000円

研究成果の概要（和文）：特殊詐欺が重要な社会問題と認知されてから久しいにもかかわらず、未だ被害が減らない現状を踏まえ、本研究は、特殊詐欺が(a)大規模組織犯罪であり、(b)多段階を踏んで行われ、また、(c)被害者の多くは高齢者であるという特徴に着目して、刑事実体法研究者と手続法研究者が共同して、現行法による特殊詐欺摘発・処罰の限界（不十分さ・不適切さ）を明らかにするとともに、特殊詐欺対策にかかる課題を示し、これを前提として、立法論の観点から課題解決の方向性を探究した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

特殊詐欺に関する学術研究は、これまでも刑事実体法研究者によるものを中心に存在していたが、本研究においては、刑事実体法・訴訟法の両面から、多角的に特殊詐欺の実体を解明し、その課題を理論および実務の最近の動向に照らして位置づける点において、学術的意義が認められるとともに、現行法による刑事的介入の限界を前提として、立法論の観点から、そこに包含される問題を克服し、社会問題としての特殊詐欺を解決する方策を提案する点に社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：Although it has been a long time since special fraud was recognized as a serious social issue, the number of victims has not yet decreased. In light of this current situation, this study, focusing on the characteristics of special fraud, which are (a) a large-scale organized crime, (b) which are carried out in multiple stages, and (c) which involve the elderly as many of the victims, has been carried out by researchers of criminal substantive law and procedural law together to clarify the limitations (insufficiencies and inadequacies) of the current legal framework in detecting and punishing special fraud, as well as to indicate the challenges in combating it. Based on this premise, the direction for resolving these issues is explored from a legislative perspective.

研究分野：刑法

キーワード：特殊詐欺

### 1. 研究開始当初の背景

「特殊詐欺」を対象とする課題に着手した2020年の段階で、我々は「2004年に警視庁に対策本部が置かれたのを皮切りに……約20年が経過した現在でも犯罪対策閣僚会議で『オレオレ詐欺等対策プラン』（令和元年6月25日）が策定されるなど、重大な社会問題となっている」という認識であった。問題の核心は、(a)「多人数の組織によって行われること」と(b)「多くの段階を踏んで行われること」にあり、「組織・計画の全容を知らない」関与者の故意（や共謀）の扱いが問われること（最判平成30・12・11刑集72巻6号672頁、最判平成30・12・14刑集72巻6号737頁及び最判令和元・9・27刑集73巻4号47頁）や詐欺未遂の処罰時期の前倒し（最判平成30・3・22刑集72巻1号82頁：以下では「平成30年判例」という）がカードすり替え型の窃盗罪（詐欺盗）という派生類型にも使えるかということであり、組織的・段階的な犯行形態への対策が困難であるという背景を伴うものであった。

### 2. 研究の目的

このような背景のもと、本研究は、「現行法下の特殊詐欺に対する刑事的介入の限界」を確認して、「現行法の不十分な点に対応する新たな刑事立法」のあり方を検討することを目的とする計画であった。上記のように、20年目を迎えた今日でも、「アポ電強盗」という派生類型まで現れて、犯罪対策閣僚会議は「SNSで実行犯を募集する強盗や特殊詐欺に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日）の策定に至るなど、組織的・段階的な犯行形態は更に進化して、対策の難しい状況は続いている。

現実の推移という点では、判例も、予想外の早さで、更なる展開が示された。いわゆる「進捗度説」が「着手」の前倒しを論じると共に、通説（実質的客観説）が基準としてきた「危険性」の理解にも多様さが現れるようになり、「すり替え型の窃盗罪」における未遂処罰の前倒しを認める最決令和4・2・14刑集76巻2号101頁（以下では令和4年判例という）が出て、当初に想定された「限界」が既に突破されたようにも見える事態となった。同じく「特殊詐欺」である以上、「受け子」には路上で職務質問をかけて「実行」を阻止する必要があるから、屋外でも窃盗の着手を認めるべきだと判断された疑いがある。予防警察の必要性からの逆算で、実体法的な「着手」論が変わりつつあるようにも見える。

この事案での「故意」については、未必の殺意を扱った最判令和3・1・29刑集75巻1号1頁の延長上で、問題なく認められるように見える。すなわち、この判例は、薬物投与＋運転指示の連鎖行為における殺意を認めるに当たり、現に物損事故に至らせていた経緯を重視して（高度の危険性の認識を認め）、また、第一事件で既に殺害に成功していた以上、同種行為を反復した第二事件も当然に同様とみて、殺意の推認を認めた一審判断を追認した（それを破棄する原判決の説示は不十分だとした）裁判員裁判による事実認定を尊重する態度（最判平成24・2・13刑集66巻4号482頁を参照）も影響していたが、その文脈で読むのであれば、令和4年判例の被告人は、（当初は単なる闇バイトの認識であったとしても）既に何度も指示役の命令に従って既遂に至る犯行を経験済みであったのだから、未遂罪が問われる事件についても、十分に認識・認容していたものと推認されるからである。我々が想定する「限界」は、未だ犯行に精通していない末端の行為者に想定される問題であり、組織に組み込まれ同種行為を繰り返す「実行」者では、問題にされないのである。

### 3. 研究の方法

上記のような研究の背景および目的に照らして、組織の末端に位置する実行者の「故意」の扱いでは、刑法学の要件設定（実体法）と証拠収集・立証の活動（手続法）の「連結」を要すると共に、「着手」時期の検討では、可罰性の発生時期（実体法）と予防警察的な介入を要する時期（手続法）の関係が重要な問題として認識される。これらの問題を解析するために、本研究は、刑法と刑訴法の研究者の共同研究で、現行法上の「限界」を明確にすることを想定し、同じ研究組織に属する者の協議を通して進めてきたところ、現実の推移、ことに、最近までの前述のような判例の展開を受けて、課題にどう対応すべきかについて、研究者の立場からも意見の分かれるものとなる。以下では、意見の多様性に相応の意義を認める形で、その成果を示すことにする。

### 4. 研究成果

(1) 解釈論における「限界」として、まずは、「出し子」の引出行為を詐欺罪で扱えられるかについて、東京高判平成25・9・4判時2218号134頁等が参照されるところ、これを起点として、誤振込金の払戻請求に（信義則による告知義務に基づく）不作為の欺罔で詐欺罪を認めた最決平成15・3・12刑集57巻3号322頁が検討され、その射程の曖昧さが指定された。この判例には、預金債権の無因性を認めた民事判例（最判平成8・4・26民集50巻5号1267頁）との矛盾があり、「権利濫用」を理由として整合的理解を図った最判平成20・10・10民集62巻9号2361頁も「循環論法」が疑われるため、その解消に至っていない。せいぜい、「組戻」の要否を確認する期間を経ることなく「直ちに」払戻に至ったことで、銀行に（期限利益に係わる）損害があった

という判断として捉えられる。そこで、その延長上で電子計算機使用詐欺罪による対応を図った判決（山口地判令和5・2・28裁判所Web）の場合、誤振込を銀行も既に知っていたので、「告知義務」を論じる意義は乏しく、「虚偽情報」の入力とみる評価にも疑いが向けられる。従って、誤振込金のATMでの取引は、銀行側の「期限利益」の喪失に直結するからこそ「確認・照会等の措置をとる時間的余裕」を銀行に与える義務を認めることを通して、独自に財産侵害性を認めうるに過ぎない。

このような理解には、それが「個別的損害論」の文脈で処罰理由になるか（そこに解釈の「限界」があるのではないか）むしろ、誤振込事例の判断は、銀行を保護する文脈で示された民事判例の「財産権」評価とはレベルを異にして、継続的な関係を前提とする銀行取引（制度）の安全性を高めるために口座名義人に告知義務を認めた判断として理解した上で、ATM利用形態への波及効果を問題にすればよい、という意見が対峙している。

(2) 「出し子」の共犯責任を問う場合、高額な闇バイトの認識だけで「共同正犯」に値する「故意」や「共謀」を認められるかが問題である。判例の傾向は、薬物犯罪で展開されてきた「当該罪種を排除しない類」の認識（最決平成2・2・9判タ722号234頁）で故意を認める手法であり、（他者に成り済ます経緯を含む）取引としての不自然さで（詐欺罪を含む多様な）犯罪の可能性の認識を認めることができ、その疑いを払拭しないまま「成り済ます」こと自体が、詐欺罪の意味を排除しない行為の「認容」を推認させると共に、「架け子」による欺罔の効果（錯誤状態）を維持する積極的役割を担う「正犯意思」を推認させるという判断で、共同正犯を認める点にある。しかし、「特殊詐欺」における故意の推認は、（麻薬と覚醒剤のズレは「共通構成要件」を想定しうる「類」の枠内だが）虚偽情報を使う犯罪一般の幅の中での「故意」の認定に及ぶ点で危うい拡張解釈であり、「限界」の逸脱が疑われざるを得ないのである。

このような理解には、だからこそ詐欺罪の「偽罪」としての歴史を再評価して、例えば、「官名詐称」や公文書での「名義冒用」が可罰的であることから、詐欺罪を「成り済まし」による財産的利得を幅広く扱う犯罪と捉えることで、行為者の認識は「類」の核心に位置する要素を含んだ、詐欺罪の故意として十分なのだと理解すべきであり、ここでの「限界」は「財産的損害」という結果への拘りに伴う理念でしかない、という意見が対峙している。

(3) カードすり替え型の窃盗（未遂）事例における令和4年判例の着手判断は、最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁（クロロホルム事件）の延長上にあった平成30年判例を窃盗罪に応用したものと評価されている。すなわち、第一行為が法益侵害に直結する第二行為にとって、必要不可欠で、以後の障害を除く（自動性を得る）意味をもち、時間的場所的な近接性の枠内にあれば、「密接」な一連行為とみて「危険性」を確認することで第一行為の時点で着手を認めようという判断を受けて、平成30年判例は、財物交付の要求に至っていなくても、「架け子」の嘘が<1>その前提となるもので（=前提性：詐欺罪で個別化された必要不可欠性の緩和）、<2>「受け子」が被害者と会えばその行為に直接つながる性質（=直接性：積上げ型犯行における自動性の緩和）をもっていれば、（<3>「受け子」の行為に近接性が認められる範囲で）詐欺罪の着手を認めてよいとした。令和4年判例は、すり替え型の手続でも、占有の弛緩をもたらす嘘（実行）に先立つ「架け子」の嘘に<1>前提性と<2>直接性（と<3>近接性：この事件では、「架け子」の電話直後に「受け子」が被害者宅付近に赴いたことが確認されており、一体把握に馴染むことが前提になっている。そこに（詐欺罪とは異なり）窃盗罪における「物理的接近」を求める意味があると理解する見解もある）があれば「着手」を認められるという。しかしながら、カードの保管が必要だと認識させることが、それを預けたままその場を離れることを当然にさせるわけではないから、カードの事故を告げるだけで占有を弛緩させる「自動性」が認められるかは疑わしく、「応用」が「限界」を超えることになるとの疑いが向けられた。

判例の評価では、ほぼ同等でありながら、そもそも「窃盗罪」で捉えるからこそその疑いだという意見が対峙している。「すり替えは意思に基づく移転でないから」という評価は、その局面だけを切り取り、<詐欺でないから窃盗>と述べる言説に短絡さが現れている。「取引」を無視する窃盗罪と「取引」を装う詐欺罪の違いを認め、被害者への働き掛け（関係形成）の虚偽性が問題となる犯行は詐欺の範疇で扱うべきであると主張する。

このような見方によれば、「取引」の進化に応じて「虚偽性」を盛り込む場面も多様化するので、「特殊詐欺」に多様な「派生類型」が現れてくるのは当然である（とはいえ、アポ電強盗は、組織性の点で同様の問題があるものの、「取引」無視の強盗罪で扱うしかない）。そこで、（ドイツの法制がそうであるように）詐欺罪を補充する危険犯類型の機動的な立法措置をとることで対応し続けることが望まれる。「成り済まし」の口座開設や携帯電話契約に特別法が設けられたように、「手段」として使われる部分を規律する立法措置は今後も求められるだろう。敢えて言えば、「官名詐称」が犯罪であることを明確に打ち出す立法で、末端の「実行者」になりかねない者らに警告を発すべきではないか。「公共」に弱すぎる高齢者と「公共」を軽視しがちな若年者の狭間で起きているのが「特殊詐欺」という犯罪であることを理解するのならば、<高齢者向けの準詐欺罪の規定>と、<「公共」を悪用する行為の処罰規定>を整備することが望まれる方策となるからである。

(4) 上記のとおり実体法との関係で明らかになった刑法学の要件設定や、可罰性の発生時期に

関する課題及びその解決の方向性と関連して、刑法学の要件設定を支える証拠収集・立証活動や、実行の着手時期の早期化に伴う警察活動の介入、等については、概ね以下のことが明らかとなった。

(ア) 刑法学の要件設定を支える証拠収集—特殊詐欺は組織犯罪としての側面を有する。組織犯罪への対処をも見据えた捜査手法については、とくに今世紀に入り活発に議論され、その成果を踏まえて立法化されるに至っている。その背景には、被疑者取調べを典型とする古典的な捜査手法の限界にどのように向き合うかという認識があると指摘できる一方で(宇藤崇「供述証拠の収集と被疑者取調べ」刑法学会第101回大会・分科会II報告、同「被疑者取調べ」法教517号(2023年)107-112頁を参照)特殊詐欺を念頭においた証拠収集という課題は、このような背景のもとに整備されてきた捜査手法の限界を試す実験場のような様相を呈している。なかでも重要なものとして位置づけられうるのが、協議合意制度による供述証拠の取得方法と、電磁記録的証拠の取得等、新たな科学技術的手法の導入であり、本課題の研究にあっても、特殊詐欺という素材につき、先のような2つの証拠収集方法がどのように機能しうるのか、またその限界はいかなるものかという点が中心となった。

協議合意制度について。平成28(2016)年に創設されたこの制度の対象犯罪には詐欺事件も含まれている。ただ、詐欺事件に限らず一般に、協議合意制度の適用例はごく限られたものであり、当初の想定とは大きく異なる。このような低調な運用の原因をも含めて、現行法上の制度にはなお多くの課題がある。例えば、この制度をどのような統制のもとにおくかも課題となりうるほか(南迫葉月「協議・合意制度における裁判所の審査のあり方」刑法学会第100回大会・個別報告)もともと現行の協議合意制度がわが国の起訴裁量主義を大きく踏みでることなく整備されており、そのためもあって法律の定める協議合意と、検察官の起訴裁量の枠内での運用との境界が不明確であったことにどう対処し得るかという問題は、先のような低調な制度運用の原因に関わるものであろう。さらに、現行協議合意制度がいわゆる捜査・訴追協力型についてしか整備されておらず、自己負罪型のものがおおむね整備されていないことの影響も念頭におかれるべきであらう。(なお、この点に関連して、南迫葉月「約束による自白」『刑事訴訟法判例百選[第11版]158-159頁)。

もっとも、特殊詐欺の場合、この犯罪類型が組織犯罪としての側面を有するにしても、例えば、その一部に加担する被疑者が自らの組織内における役割や組織的な計画等、「組織・計画の全容」を知らないということも少なくない。それゆえ、協議合意制度をもとに、「受け子」として加担した被疑者から供述を得ることができたとしても、その有効性に限りがあることが予想される。

電磁記録的証拠の取得等、新たな科学技術的手法について。特殊詐欺への対処という文脈では、むしろこちらの方が重要である。詐欺グループ内でのやり取りは、近年急速に発達してきたSNS等を利用して行われることが多く、インターネット上でのやり取り等の記録が決定的な証拠となり得るからである。この課題については、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の改正」(平成23〔2011〕年)により、電磁的記録を含む証拠の収集・保全に向けた手を整備するなかで対処され、記録命令付差押えやリモートアクセス等、すでに一定の手当がなされていた。ただ、これらの証拠取得方法はいずれも、スマートフォンを中心とする、利用コストの低廉なクラウドストレージの利用、LINEをはじめとする通信インフラが広汎に普及する以前を想定したものであり、なお古典的な搜索・差押え(検証)の文脈を大きく出るものでなかった。特殊詐欺を素材とすることにより、その課題とするところが一層明瞭となる。

まず、最終的に物理空間での搜索・差押えを念頭においたこれまでの捜査手法の設定と規律の枠組みを適切に転換することが求められる。例えば、令和4(2022)年7月から開催された法制審議会刑事法(情報通信技術関係)部会において刑事手続のIT化が検討され、令和6(2024)年2月15日においてそれにかかる「要綱(骨子)」が採択されており、従来の記録命令付差押え(刑法99条の2)を廃止し、罰則規定を伴う形で電磁的記録を提供させる強制処分が創設されることとなった(前述『要綱(骨子)』第13)。古典的な搜索・差押えの枠組みからの転換という点でなお十分とはいえないものの、整備の方向性としては適切である(先のような強制処分の創設を含む刑事手続のIT化については、池田公博「刑事手続のIT化—刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書を踏まえて『刑事法ジャーナル73号(2022年)36-45頁)。

また、多くのクラウドストレージやWEB上のサービスが海外に依存していることから、海外のストレージ上にあるデータを如何に証拠化するかが検討課題となり、搜索・差押えにおける国境を越えるリモートアクセスの適否が、重要な論点の一つとして位置づけられる。最決令和3・2・1刑集75巻2号123頁は、国際捜査共助によらない越境リモートアクセスの実施につき、「記録を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の同意がある場合」を前提として令状によるリモートアクセスを適法とする判断を示した。これについては、積極的な判断が示されたこと自体は意義があるものの、先のような枠組みでの規律がどのような射程を有するかは今後なお検討課題となりうる(池田公博「令状による差押え(3)—越境リモートアクセス」『刑事訴訟法判例百選[11版](2024年)54-57頁)。

(イ) 立証上の課題—本課題の検討では、特殊詐欺をめぐる実体法上の問題として、現行法が定める犯罪成立の要件要素そのものが変わらないなかで、「共謀」や「犯罪の着手」といった刑

法学においてこれまで中核とされ、活発に議論されてきた枠組みの判断基準をより緩和する形で対処するという傾向がみられること、また「特殊詐欺が「多くの段階を踏んで行われる」ものであることを前提に、「受け子」の処罰につき、詐欺罪と窃盗罪の区別が緩和させる方向で解決を図ろうとされていることが指摘された。刑事訴訟における立証との関係では、それぞれ次のような点が課題となりうる。

について。刑事訴訟における立証活動は、基本的に、実体法上の解釈を前提として行われるものである。その限りにおいて、<sup>1</sup>に関連して示される判例の方向性は、立証の理論的な枠組みに影響を及ぼすものではない。ただその一方で、判例に示される判断の枠組みが、問題となる各種の構成要件要素の判断基準に焦点をおいたものであるのか、それとも判断基準はそのままに、立証上決定的となる間接事実の位置づけ等、いわば立証の相場感に変更を迫ったものであるのかは、なお見極めが必要であるように思われる。

について。現在の実体法を前提とする限り、検察官がどのような形で犯罪の成立を主張するかにかかるとあり、起訴裁量に関わる問題として位置づけられるほか、詐欺罪と窃盗罪のいずれかは成立し得るものの、いずれの犯罪が成立するかまでは明らかでないという事案を念頭に、択一的認定が許されるかといった問題が生じうる。本課題の研究結果として示されるように、特殊詐欺を従来の詐欺罪と区別して、個別に犯罪類型を設ける場合であれば別論、連続的な行為のもとに、いずれの時点を取り取って立証の対象とするかが問われる過失犯の場合と同様の課題を有することになる（この点と関連して、宇藤崇「過失犯の訴因と択一的認定」『実務と理論の架橋—刑事法学の実践的課題に向けて』（2022年）187 - 206頁）。

（ウ）警察活動の介入時期に関する課題—上記（イ）と同様、古典的な理解によれば、警察官の捜査活動がいつ開始されるかは、基本的に実体法がどのような形で特殊詐欺を捉えるかによって決まる。その一方で、捜査活動はそれ自体として予防的な目的を主たるものとしておらず、予防警察的な介入をいかに実現するかは捜査法の課題ではなく、行政法に関わる課題として捉えられることになる。特殊詐欺という犯罪類型につき、捜査活動に限らない予防警察的な介入を求め、その早期化を図るとするならば、従来の理解によれば実体法の整備とあわせて、必要な捜査手法とは別に、警察をはじめとする行政機関の活動の法的根拠を整える必要があるものと解される。

もっとも、上記のような古典的な理解を下敷きにするとしても、捜査と予防的警察活動のバランスと規律の整合性をいかに整理するかという課題は、重要な問題として残ることになる。同種の問題は、警察官職務執行法上の職務質問と、犯罪捜査のための被疑者取調べ等との関係をいかに整理するかという文脈で従来触れられており、特殊詐欺に限ったものではないが、この犯罪類型との関係でその整理がより深刻に迫られたということなのであろう。

本課題の検討において、先の整理の前提として、ここで問われる警察の介入活動が、行政調査としての性質を有する一方、現行刑訴法における捜査が、公訴提起という検察官が行う一種の行政処分に向けられた、行政機関による調査活動であり、行政調査の一環として警察の介入活動が、犯罪捜査と本質を異にするものではなく、相対的なものとして捉えうる、といったことを指摘できるかが重要な手掛かりとされうる。そして、旧刑訴法から現行刑訴法における捜査構造の転換をながめる限り、（なお検討の必要はあるものの）先の捉え方には一定の説得力を有するように思われる（宇藤崇「捜査の構造」法教 519号（2023年）94 - 99頁）。

以上

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計38件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 上嶋一高	4. 巻 61(2)
2. 論文標題 特殊詐欺と最高裁判例	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 123 ~ 128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上嶋一高	4. 巻 -
2. 論文標題 キャッシュカードのすり替えと窃盗罪の実行の着手	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 実務と理論の架橋 刑事法学の实践的課題に向けて	6. 最初と最後の頁 223 ~ 255
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上嶋一高	4. 巻 1570
2. 論文標題 刑法判例の動き	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 令和3年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊号)	6. 最初と最後の頁 123 ~ 128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上嶋一高	4. 巻 503
2. 論文標題 会社財産の不正利用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 37 ~ 41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 -
2. 論文標題 過失犯の訴因と択一的認定	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 実務と理論の架橋 刑事法学の实践的課題に向けて	6. 最初と最後の頁 187 ~ 206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 東條明德	4. 巻 -
2. 論文標題 実行の着手(2) 訪問予告事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例トレーニング刑法総論	6. 最初と最後の頁 110 ~ 116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 -
2. 論文標題 刑事過失の認定について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 実務と理論の架橋 刑事法学の实践的課題に向けて	6. 最初と最後の頁 163 ~ 185
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 73
2. 論文標題 刑事手続のIT化 「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」取りまとめ報告書を踏まえて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 36 ~ 45
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田 公博	4. 巻 487
2. 論文標題 第11講違法収集証拠排除法則-判断基準と判断要素(上)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 124 ~ 132
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田 公博	4. 巻 488
2. 論文標題 第11講違法収集証拠排除法則-判断基準と判断要素(下)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 113 ~ 120
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 253
2. 論文標題 『偽りその他不正の行為』の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 租税判例百選[第7版](別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 238 ~ 239
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 下
2. 論文標題 営業秘密侵害罪における目的要件	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 311 ~ 333
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 上 高 一	4. 巻 1557
2. 論文標題 刑法判例の動き	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 令和2年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊号)	6. 最初と最後の頁 108 ~ 113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 東 條 明 徳	4. 巻 138(10)
2. 論文標題 実行の着手論の再検討(6・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1876 ~ 1975
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 東 條 明 徳	4. 巻 61(1)
2. 論文標題 不能犯論と実行の着手論	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 1 ~ 18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小 田 直 樹	4. 巻 上
2. 論文標題 規範論と一連行為	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 高橋則夫先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 137 ~ 157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 1544号
2. 論文標題 刑法判例の動き	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊）	6. 最初と最後の頁 136-141
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 251号
2. 論文標題 窃盗罪の保護法益	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法判例百選 [第8版]各論（別冊ジュリスト）	6. 最初と最後の頁 54-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 251号
2. 論文標題 詐欺罪と財産上の損害	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法判例百選 [第8版]各論（別冊ジュリスト）	6. 最初と最後の頁 102-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 250号
2. 論文標題 可罰的違法性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法判例百選 [第8版]総論（別冊ジュリスト）	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 863号
2. 論文標題 捜査に対する被処分者の同意の意義と有効性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 研修	6. 最初と最後の頁 3-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 1544号
2. 論文標題 併合罪関係にある被疑事実に関する捜査の同時処理義務の有無	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 令和元年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 166-167
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 483号
2. 論文標題 文書偽造と詐欺罪における「財産上の損害」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 110-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 479号
2. 論文標題 21項犯罪：強盗利得罪を中心に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 103-110
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 475号
2. 論文標題 共謀の射程と財産犯序(上)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 93-101
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 476号
2. 論文標題 共謀の射程と財産犯序(下)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 93-100
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嶋矢貴之	4. 巻 250号
2. 論文標題 過失の共同正犯	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法判例百選 [第8版]総論(別冊ジュリスト)	6. 最初と最後の頁 160-161
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上嶋一高	4. 巻 なし
2. 論文標題 特殊詐欺と実行の着手	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口厚先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 271-294
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 上 高 一	4. 巻 1583
2. 論文標題 刑法判例の動き	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 令和4年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊号）	6. 最初と最後の頁 122-127
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小田直樹	4. 巻 1
2. 論文標題 詐欺罪の射程	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 追手門法学	6. 最初と最後の頁 47-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 62(3)
2. 論文標題 刑事手続のIT化	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 545-550
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 なし
2. 論文標題 ビデオリンク尋問の実施範囲の規律のあり方	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山口厚先生古稀祝賀論文集	6. 最初と最後の頁 693-708
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 池田公博	4. 巻 267号
2. 論文標題 令状による差押え(3)-越境リモートアクセス	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑事訴訟法判例百選〔第11版〕	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 267号
2. 論文標題 約束による自白	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 刑事訴訟法判例百選〔第11版〕	6. 最初と最後の頁 158-159
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 南迫葉月	4. 巻 95(12)
2. 論文標題 司法の廉潔性概念について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 19-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤崇	4. 巻 511
2. 論文標題 刑事手続と刑事訴訟法のフレームワーク - 捜査と公判の関係	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 82-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 512
2. 論文標題 当事者主義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 79-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宇藤 崇	4. 巻 513
2. 論文標題 公判中心主義	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 91-96
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 上嶋一高
2. 発表標題 特殊詐欺 (キャッシュカードすり替え型) について窃盗罪の実行の着手があるとされた事例
3. 学会等名 判例刑事法研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 ワークショップ「刑事手続のIT化」
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 池田公博
2. 発表標題 刑事手続のIT化 検討の視点と方向性
3. 学会等名 刑事訴訟法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 南迫葉月
2. 発表標題 協議・合意制度における裁判所の審査の在り方
3. 学会等名 日本刑法学会第100回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 上嵐 一高
2. 発表標題 特殊詐欺と最高裁判例
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小田 直樹
2. 発表標題 未必の故意とその認定
3. 学会等名 判例刑事法研究会
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 東條 明德
2. 発表標題 実行の着手論の再検討
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 東條明德
2. 発表標題 裁判例における実行の着手判断での「危険性」概念の使用状況についてー福岡地小倉支判平成27年2月20日を素材に
3. 学会等名 判例刑事法研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 上嵐一高
2. 発表標題 特殊詐欺と刑法の解釈
3. 学会等名 法の理論と実務研究会
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 小田直樹
2. 発表標題 特殊詐欺への対応と刑法の限界
3. 学会等名 茨木市 x 追手門学院大学法学部連携講座
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 池田公博 = 笹倉宏紀	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 293
3. 書名 刑事訴訟法	

1. 著者名 上  高 一 (分担執筆)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 677
3. 書名 注釈刑法第4巻-各論(3)235条-264条	

1. 著者名 小田直樹 (分担執筆)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 544
3. 書名 新・コンメンタール刑法 [第2版]	

1. 著者名 佐久間修 = 橋本正博 = 上  高 一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 560
3. 書名 刑法基本講義〔第3版補訂版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	小田 直樹 (oda naoki) (10194557)	追手門学院大学・法学部・教授  (34415)	
研究分担者	宇藤 崇 (uto takashi) (30252943)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	
研究分担者	東條 明徳 (tojo akinori) (40734744)	神戸大学・法学研究科・准教授  (14501)	
研究分担者	池田 公博 (ikedaki kimihiro) (70302643)	京都大学・法学研究科・教授  (14301)	
研究分担者	嶋矢 貴之 (shimaya takayuki) (80359869)	神戸大学・法学研究科・教授  (14501)	
研究分担者	南迫 葉月 (minamisako hazuki) (90784108)	神戸大学・法学研究科・准教授  (14501)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

## 8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------